

令和6年度第2回四街道市国民健康保険運営協議会 次第

日 時 令和6年11月6日(水)

午後1時～

場 所 四街道市保健センター3階第2会議室

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 諮問

4. 議題

(1) 令和6年度四街道市国民健康保険特別会計の決算見込みについて（報告）【資料1】

(2) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（報告）

【資料2-1～2-4】

(3) 四街道市国民健康保険短期人間ドック費用助成の見直し及び脳ドック費用助成の導入

(案) について（諮問）【資料3】

(4) 四街道市特定健康診査受診者へのインセンティブの取組（案）について（諮問）

【資料4】

5. その他

6. 閉 会

令和6年度国民健康保険特別会計の決算見込みについて

(単位:千円)

項目 \ 年度		令和6年度当初予算	令和6年度 決算見込	対前年度増減率 (令和5年度決算: 令和6年度決算見込)	対当初予算増減率 (令和6年度当初予算: 令和6年度決算見込)	
①歳入	1 国民健康保険税	1,897,931	1,881,880	5.6%	-0.8%	
	現年	一般被保険者	1,759,247	1,754,725	7.8%	-0.3%
		収納率	91.19%	90.93%	-0.7%	-0.3%
	滞繰	一般被保険者等	138,684	127,155	-17.3%	-8.3%
		収納率	19.72%	19.06%	-10.5%	-3.3%
	2 国庫支出金	1	1,410	492.4%	140,900.0%	
	3 県支出金	5,995,443	5,768,118	-0.8%	-3.8%	
	4 一般会計繰入金	560,513	526,692	6.2%	-6.0%	
	保険基盤安定	419,229	412,462	7.3%	-1.6%	
	未就学児均等割	5,806	6,658	23.4%	14.7%	
	職員給与費等	53,404	51,294	7.3%	-4.0%	
	出産育児一時	18,000	14,000	-15.5%	-22.2%	
	財政安定化支援	28,007	17,520	-21.8%	-37.4%	
	産前産後保険税	1,073	1,073	534.9%	0.0%	
	その他	34,994	23,685	24.0%	-32.3%	
5 国保財政調整基金繰入金	0	31,168	-86.5%	-		
6 繰越金	1	0	-	-		
7 諸収入	21,011	21,008	-55.1%	0.0%		
合 計	8,474,900	8,230,276	-1.9%	-2.9%		
②歳出	1 総務費	54,587	53,767	8.9%	-1.5%	
	2 保険給付費	5,915,621	5,691,846	-1.0%	-3.8%	
	一人当たり保険給付費	346	337	2.2%	-2.4%	
	3 事業費納付金	2,405,250	2,405,249	-3.0%	0.0%	
	一人当たり事業費納付金	140	143	0.2%	1.5%	
	4 保健事業費	85,240	62,768	-24.0%	-26.4%	
5 諸支出金	14,202	16,646	-7.4%	17.2%		
合 計	8,474,900	8,230,276	-1.8%	-2.9%		
③収支差引	0	0				
④国保財政調整基金	90,373	59,205	-26.1%	-34.5%		
(単位:人)						
⑤被保険者数	(年度末)	16,998	16,635	-3.2%	-2.1%	
	(年度平均)	17,120	16,874	-3.2%	-1.4%	

四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(9月議会定例会追加議案)

(被保険者証の返還に係る過料の規定の改正)

改正の概要

令和5年に交付された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法に基づく被保険者証の返還に係る過料の規定を削除いたしました。

経過措置

既に被保険者証の交付を受けている者が、令和6年12月2日以後に保険料を納付しない場合においても、被保険者証の返還を求めるといたしました。

また、被保険者証の返還を求められ、令和6年12月2日以後応じない者に対しても、10万円以下の過料を科することといたしました。

施行期日

令和6年12月2日

四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例（改め文）

四街道市国民健康保険条例（昭和34年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

四街道市国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(罰則)</p> <p>第12条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした場合</u>においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第12条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p>

附 則(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

被保険者証の廃止について

1. 概要

- 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」により令和6年12月2日以降、被保険者証は発行されなくなる。
- 令和6年12月2日以降の新規被保険者や再交付の方でマイナ保険証の登録がされていない方は「**資格確認書**」を交付する予定。
- 経過措置として継続被保険者には、令和6年7月に、令和7年7月31日まで有効な被保険者証を交付している。
(令和6年12月1日までに新規被保険者となる方も同様)



- (令和7年7月31日まで)
- | | |
|---------------------|----------------------------|
| R6.12.1までの継続・新規被保険者 | ① 現行の保険証、② マイナ保険証のいずれも使用可能 |
| R6.12.2以降の新規被保険者 | ② マイナ保険証、③ 資格確認書のいずれか使用可能 |

※マイナ保険証の登録済みの方には「**資格情報のお知らせ**」を交付する予定。

※短期被保険者証対象者は「令和7年7月31日」を「令和7年1月31日」に読み替える。

2. 今後のスケジュール（保険証関連）

	R6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	R7	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7			
① 現行の保険証		発送	有効期間 令和6年8月1日～令和7年7月31日																											
② マイナ保険証 (令3.10運用開始)			有効期間 令和6年8月1日～令和8年7月31日																											
③ 資格確認書 資格情報のお知らせ																														

※短期被保険者証対象者には、令和7年1月31日前に令和7年7月31日まで有効な資格確認書を職権にて発送予定。 (③)

3. 被保険者への周知

- 保険証の更新時（令和6年7月）に加入情報（個人番号の下4桁）の送付及び国から示された制度改正のリーフレット同封。 (①)
- 令和6年12月2日以降の新規被保険者に対する「資格確認書」「資格情報のお知らせ」交付時のリーフレット等は未定。 (③)
- 市政だより令和6年11月15日号に現行の保険証廃止のお知らせを掲載。

四街道市国民健康保険短期人間ドック費用助成の見直し及び脳ドック費用助成の導入（案）について

1. 概要

令和6年3月に策定した第3期四街道市国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）において、短期人間ドック等費用助成事業については、短期人間ドックの推進及び脳疾患の課題解決を実施項目としています。その取組として、近隣自治体と合わせた短期人間ドック費用助成の見直し及び当市における脳疾患の死因割合が高く、印旛管内の全ての市が導入済みである脳ドックの費用に対する助成について導入します。

2. 主な改正内容

○短期人間ドック 助成要件にある補助率を「7割」から「5割」へ見直す。

○脳ドック費用助成の導入 助成要件は、2年に1度助成。

補助率を「5割」、上限額を「15,000円」とする。

3. 施行日（予定）

令和7年4月1日

4. 近隣自治体の短期人間ドックの費用助成実施状況（令和6年度）

保険者名	医療制度	補助率	補助上限額 (円)(※)	助成要件		
				年齢 (※千葉市国保以外は受検日時点)	保険税・料	保険加入期間
千葉市	国保	5割	18,400	35歳以上75歳未満 (各年7月1日時点年齢)	国保料完納	制限なし
成田市	国保	7割	35,000	35歳以上75歳未満	国保税完納	制限なし
佐倉市	国保	5割	15,000	20歳以上75歳未満	国保税完納	制限なし
八街市	国保	5割	20,000	40歳以上75歳未満	国保税完納	制限なし
富里市	国保	7割	35,000	40歳以上75歳未満	市税等完納	制限なし
白井市	国保	5割	20,000	40歳以上75歳未満	国保税完納	制限なし
印西市	国保	5割	30,000	40歳以上75歳未満	国保税完納	制限なし
四街道市	国保	7割	25,000	40歳以上75歳未満	国保税完納	制限なし

5. 近隣自治体の脳ドックの費用助成実施状況（令和6年度）

保険者名	医療制度	補助率	補助上限額 (円)	助成要件			備考
				年齢 (※千葉市以外は受検日時点)	保険税・料	保険加入期間	
千葉市	国保	5割	10,000	40歳以上5歳毎の節目年齢 (各年7月1日時点年齢)	国保料完納	制限なし	
成田市	国保	—	20,000	35歳以上75歳未満	国保税完納	制限なし	2年に1度
佐倉市	国保	5割	10,000	20歳以上75歳未満	国保税完納	制限なし	
八街市	国保	5割	10,000	40歳以上75歳未満	国保税完納	制限なし	2年に1度
富里市	国保	5割	20,000	40歳以上75歳未満	市税等完納	制限なし	2年に1度
白井市	国保	5割	20,000	40歳以上75歳未満	国保税完納	制限なし	2年に1度
印西市	国保	5割	20,000	40歳以上75歳未満	国保税完納	制限なし	
四街道市	国保	—	—	—	—	—	

【令和7年度 四街道市短期人間ドック等の費用助成制度（案）】

	医療制度	補助率	補助上限額 (円)	助成要件			備考
				年齢(受検日時点)	保険税・料	保険加入期間	
短期人間 ドック	国保	5割	25,000	40歳以上75歳未満	国保税完納	制限なし	
脳ドック	国保	5割	15,000	40歳以上75歳未満	国保税完納	制限なし	2年に1度

6. スケジュール（予定）

令和6年10月：令和7年度当初予算要求

11月：本運営協議会にて諮問・答申

2月：例規等審査会（3月公布）

4月：改正要綱施行（市政だより・市ホームページによる広報開始）

四街道市特定健康診査受診者へのインセンティブの取組（案）について

1. 概要

特定健康診査は、気づかぬうちに進行する生活習慣病等の早期発見・早期改善を目的としています。この生活習慣病は、脳梗塞や心筋梗塞を引き起こし、医療費が多大にかかり、健康な生活を脅かす可能性が高いことが特徴です。被保険者の健康保持の増進及び医療費の抑制のため、当市で特定健康診査の受診を勧めているところです。

しかし、近年、特定健康診査の受診率の低迷が続いており、未受診者に対する通知送付による受診勧奨を実施していますが、更なる対策が必要と考えました。

そこで、より多くの方に受診いただけるよう特定健康診査受診者に対してのインセンティブの取組を実施します。

2. 主な実施内容

令和7年度特定健康診査受診者（集団又は個別）に対して、以下のとおり抽選によりクオカードを配布します。

- ① 健康第一キャンペーン（仮称） …… 1,000円分、600人限定
 - ・受診結果で「健康状態が良好」である者
- ② みんなで受けよう健診キャンペーン（仮称） …… 500円分、500人限定
 - ・はじめて特定健康診査を受診した者
（健診開始年齢である40歳を迎えた、初めて国保に加入した等のはじめて特定健康診査を受診した場合）
 - ・久しぶりに特定健康診査を受診した者
（新型コロナウイルス感染症等で受診を控えていたが受診を再開した場合）

※令和8年度以降は、実施状況や受診率を鑑みながら実施内容を再検討します。

3. 実施予定月

令和8年2月頃

4. 特定健康診査 過年度受診率

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (速報値)
四街道市	受診率	24.0%	26.5%	26.1%
	受診者	3,287人	3,324人	3,671人
	対象者	13,676人	12,557人	14,075人
	県内順位	52位	53位	—
千葉県平均	受診率	36.6%	38.1%	—

5. スケジュール（予定）

令和6年10月：令和7年度当初予算要求

11月：本運営協議会にて諮問・答申

4月から：市ホームページなどによる広報開始